

平成23年11月11日

第37号

大橋川出張所便り

国土交通省 出雲河川事務所

●不法栈橋撤去（簡易代執行）について

平成23年11月1日～2日にかけて剣先川追子地区（松江市学園南1丁目地先）において、河川法による許可を得ていない工作物及び船舶のうち、所有者が不明の栈橋（3基）に対して河川法に基づき撤去を行いました。（簡易代執行）

今回の簡易代執行により追子地区の所有者不明の不法栈橋はなくなりました。（昨年度6基、今年度7基撤去）

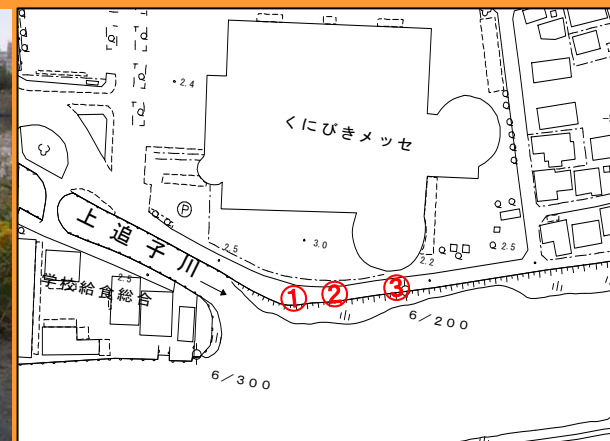
【撤去前】



【撤去後】



【対象物件位置図】



～担当者からひとこと～

期日になっても所有者が確認できなかつたため、撤去作業を行い当所で保管しています。所有者が確認され次第撤去費用は、所有者に負担してもらいます。